

追検査についてのQ&A

中学校用

Q 1 学力検査の当日までに、新型コロナウイルス感染症と診断され治癒していない、又は保健所等から新型コロナウイルスの濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請され一定の条件を満たすことができないため、検査を欠席する場合、どうすればよいでしょうか？

A 1 中学校は志願者から新型コロナウイルス感染症により検査を欠席する連絡を受けた場合は、すみやかに志願先高等学校へ欠席する連絡をするとともに、検査当日に追検査出願者一覧（様式1）を提出してください。

追検査を申請する場合は、志願者から追検査願（様式2）及び保健所等が作成した診断書等を受け取り、追検査願の中学校の証明欄に記入・押印の後、志願先高等学校長へ追検査願及び診断書等を提出してください。（高等学校への申請は、保護者等による持参も可とします。）

Q 2 診察の結果、新型コロナウイルス感染症でなかった場合でも追検査の対象になりますか？

A 2 保健所若しくは健康福祉事務所から新型コロナウイルスの濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請され一定の条件を満たすことができず、検査を欠席した場合は、追検査の対象となります。

なお、新型コロナウイルス感染症以外の疾病、ケガ等で欠席した場合は、追検査の対象となりません。

Q 3 新型コロナウイルス感染症への感染の疑いがあり、保健所若しくは健康福祉事務所から新型コロナウイルス感染症への感染の疑いにより、健康観察の要請があった場合、診断書等を作成してもらうことはできますか？

A 3 新型コロナウイルス感染症への感染の疑いにより、健康観察の要請があった場合、保健所若しくは健康福祉事務所に診断書又は感染の疑いを証明する書類を作成してもらうことができます。

Q 4 追検査を受検した場合、不利に取り扱われることはないでしょうか？

A 4 追検査の結果及び調査書等の諸資料をもとに総合的に判定します。学力検査、追検査のいずれを受検しても有利、不利がないように取り扱います。

Q 5 総合学科で3月12日に学力検査を4教科受検したが、その後、新型コロナウイルス感染症と診断、又は濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請され、一定の条件を満たすことができないことにより、3月13日の実技検査のみを欠席した場合、追検査は受けられますか？

A 5 追検査を受けることができます。なお、学力検査の4教科の結果にかかわらず、追検査の結果及び調査書等の諸資料をもとに総合的に判定します。

Q 6 追検査を受検する場合、入学願書を再度提出する必要はありますか？

A 6 入学願書を再度提出する必要はありません。受検番号も変わりませんので、追検査当日は、受検票と追検査承認書を忘れないように持ってきてください。（受検料を追加で徴収することはありません。）

Q 7 県外からの受検、過年度卒業生で、中学校を経由することが困難な場合は、追検査申請の手続きはどのようにすればよいでしょうか？

A 7 検査当日の8:30までに、保護者等が高等学校へ連絡してください。

その後、3月19日（金）の9:00～15:00（定時制、多部制は14:00～17:00）に、高等学校の指示に従って、追検査願及び診断書等を提出してください。

Q 8 3/12以前に、新型コロナウイルス感染症により学力検査を欠席することが明らかな志願者がいる場合、様式1の一覧表の送付は3/12まで待つ必要はありますか？

A 8 電話での欠席連絡は随時としますが、志願先高等学校への様式1の送付については3/12に、追検査願の申請手続は診断書等が揃っていても、3/19にお願いします。

Q 9 申請手続きの9:00～15:00の間には、昼休みは含まれていますか？

A 9 遠方からの申請の可能性もあるので、高等学校は昼休み時間でも受け付けますが、配慮もお願いします。

Q 10 来年度以降も追検査はあるのでしょうか？

A 10 この措置は令和3年度入学者選抜限りのものです。